

新潟市区自治協議会運営指針 新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																																																						
<p>P.5</p> <p>① 委員の上限 (略)</p> <p>【各区の人口及び委員の上限数】</p> <table border="1" data-bbox="309 544 1003 1093"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>人口</th> <th>委員上限数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td> <td><u>72,804 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td><u>134,446 人</u></td> <td>33 人</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td><u>180,345 人</u></td> <td>38 人</td> </tr> <tr> <td>江南区</td> <td><u>67,972 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>秋葉区</td> <td><u>75,069 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td><u>43,437 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td><u>160,656 人</u></td> <td>36 人</td> </tr> <tr> <td>西蒲区</td> <td><u>54,546 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「令和2年国勢調査 人口等基本集計」による新潟市の人口)</p>	区	人口	委員上限数	北 区	<u>72,804 人</u>	30 人	東 区	<u>134,446 人</u>	33 人	中央区	<u>180,345 人</u>	38 人	江南区	<u>67,972 人</u>	30 人	秋葉区	<u>75,069 人</u>	30 人	南 区	<u>43,437 人</u>	30 人	西 区	<u>160,656 人</u>	36 人	西蒲区	<u>54,546 人</u>	30 人	<p>P.5</p> <p>① 委員の上限 (略)</p> <p>【各区の人口及び委員の上限数】</p> <table border="1" data-bbox="1115 544 1809 1093"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>人口</th> <th>委員上限数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td> <td><u>76,328 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td><u>137,577 人</u></td> <td>33 人</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td><u>183,767 人</u></td> <td>38 人</td> </tr> <tr> <td>江南区</td> <td><u>68,906 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>秋葉区</td> <td><u>76,843 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td><u>45,685 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td><u>162,833 人</u></td> <td>36 人</td> </tr> <tr> <td>西蒲区</td> <td><u>58,218 人</u></td> <td>30 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成27年国勢調査確報値)</p>	区	人口	委員上限数	北 区	<u>76,328 人</u>	30 人	東 区	<u>137,577 人</u>	33 人	中央区	<u>183,767 人</u>	38 人	江南区	<u>68,906 人</u>	30 人	秋葉区	<u>76,843 人</u>	30 人	南 区	<u>45,685 人</u>	30 人	西 区	<u>162,833 人</u>	36 人	西蒲区	<u>58,218 人</u>	30 人	
区	人口	委員上限数																																																						
北 区	<u>72,804 人</u>	30 人																																																						
東 区	<u>134,446 人</u>	33 人																																																						
中央区	<u>180,345 人</u>	38 人																																																						
江南区	<u>67,972 人</u>	30 人																																																						
秋葉区	<u>75,069 人</u>	30 人																																																						
南 区	<u>43,437 人</u>	30 人																																																						
西 区	<u>160,656 人</u>	36 人																																																						
西蒲区	<u>54,546 人</u>	30 人																																																						
区	人口	委員上限数																																																						
北 区	<u>76,328 人</u>	30 人																																																						
東 区	<u>137,577 人</u>	33 人																																																						
中央区	<u>183,767 人</u>	38 人																																																						
江南区	<u>68,906 人</u>	30 人																																																						
秋葉区	<u>76,843 人</u>	30 人																																																						
南 区	<u>45,685 人</u>	30 人																																																						
西 区	<u>162,833 人</u>	36 人																																																						
西蒲区	<u>58,218 人</u>	30 人																																																						

改正後（案）	現行	備考
<p>P.27、28</p> <p>(5) 書面会議</p> <p>① 書面会議の開催 （略）</p> <p>② 書面会議の実施方法</p> <p>ア 会議の開催日 書面会議の開催日は、返信期日内に委員から書面による<u>表決及び意見等</u>があった日のうち、最後の委員の<u>表決及び意見等</u>を区自治協議会が受領した日とする。</p> <p>イ 会議の成立要件 期日までに委員の半数以上からの書面による<u>表決及び意見等</u>があり、最終的な意見集約が行われたことをもって会議が成立したものとする。</p> <p>ウ 議決方法 議決は、<u>表決及び意見等を返信</u>し、会議に出席したものとみなした委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 なお、<u>書面会議開催後、議決の結果並びに全委員の表決内容及び意見等を取りまとめ、全委員に書面等により報告するものとする。</u></p>	<p>P.27、28</p> <p>(5) 書面会議</p> <p>① 書面会議の開催 （略）</p> <p>② 書面会議の実施方法</p> <p>ア 会議の開催日 書面会議の開催日は、返信期日内に委員から書面による<u>回答</u>があった日のうち、最後の委員の<u>回答</u>を区自治協議会が受領した日とする。</p> <p>イ 会議の成立要件 期日までに委員の半数以上からの書面による<u>回答</u>があり、最終的な意見集約が行われたことをもって会議が成立したものとする。</p> <p>ウ 議決方法 議決は、<u>書面により回答</u>し、会議に出席したものとみなした委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 なお、<u>書面会議開催後、全委員の回答内容を取りまとめ、その結果を全委員に送付しなければならない。</u></p>	